

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業一般競争入札公告

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 0 年 1 1 月 7 日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 入札に付する事項

(1) 事業名

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業

(2) 事業場所

埼玉県川越市新宿町 1 丁目地内

(3) 事業概要

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）に基づき、自らの提案を基に設計及び施設整備を行った後、埼玉県及び川越市（以下「県・市」という。）に本施設を引き渡し、事業期間を通して、本施設の維持管理及び運営業務を行う B T O 方式とする。

イ 事業期間

本契約締結日から平成 4 4 年 9 月 3 0 日まで

ただし、設計及び施設整備期間は、本契約締結日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日まで、維持管理及び運営期間は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 4 4 年 9 月 3 0 日までとする。

ウ 事業の範囲

事業者は、県・市と事業者が結ぶ事業契約に基づき、以下に示す業務を行うこととする。

(ア) 設計及び施設整備業務

a 事前調査等業務

- b 施設整備に係る設計業務
- c 施設整備に係る建設工事業務及び工事監理業務

(イ) 維持管理業務

- a 保全業務及び経常修繕業務
- b 備品等管理業務
- c 清掃業務
- d 警備業務

(ウ) 運營業務

- a 総合マネジメント業務
 - (a) 総務業務
 - (b) 総合案内業務
 - (c) 施設の広報業務
 - (d) 利用統計作成業務
 - (e) 利用者満足度調査に基づく改善提案業務
 - (f) 緊急時対応業務
 - (g) 供用開始等準備業務
- b 産業支援施設
 - (a) 創業支援における業務
 - ・創業支援ルーム賃貸業務
 - ・創業支援、相談業務
 - (b) 交流支援における業務
 - ・施設貸出業務
 - ・産業振興イベントの企画及び実施業務
 - (c) 商工団体等への施設貸出業務
 - ・施設転貸業務
 - ・施設管理業務
- c 人材育成施設における業務
 - (a) 施設貸出業務
 - (b) 大学コンソーシアム事業の支援業務
- d 市民活動支援センター

- (a) 生涯学習施設における業務
 - ・施設貸出業務
 - ・講座の企画及び実施業務
- (b) 男女共同参画推進施設における業務
 - ・施設貸出業務
 - ・講座の企画及び実施業務
- (c) N P O 支援施設における業務
 - ・施設貸出業務
 - ・情報資料室管理業務
- (d) 共通施設における業務
 - ・印刷工房管理業務
 - ・更衣ロッカー、シャワー室管理業務
 - ・託児室管理業務
 - ・施設利用者用ロッカーコーナー管理業務
- e ホールにおける業務
 - (a) 施設貸出業務
 - (b) 自主事業の企画及び実施業務
 - (c) 市、大学等協働事業の企画及び実施支援業務
 - (d) 情報提供業務
 - (e) その他関連業務
- f 駐車場、駐輪場及び交流広場における運営業務
- g その他の業務
 - (a) 附帯事業
 - ・民間施設の施設整備業務
 - ・民間施設の維持管理及び運営業務
 - (b) 関連事業
 - ・施設整備及び譲渡業務
 - ・土地貸借管理業務

(4) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。

入札者は、消費税額及び地方消費税額を含む総額を入札書に記載すること。
なお、入札価格の算定の際には、施設整備費の割賦払いに伴う金利については消費税及び地方消費税が発生しない点に留意すること。

2 競争入札参加資格

(1) 本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）の構成等

ア 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとする。グループに含まれる企業のうち、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して出資する企業を「構成員」、出資を行わずにSPCから直接業務を受託する企業を「協力企業」とする。また、グループは、グループを代表し、かつ、県・市との交渉窓口になる構成員を「代表企業」として定める。

イ 参加表明書により参加の意思を表明した構成員及び協力企業（以下「構成員等」という。）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、グループの代表企業以外の構成員等の変更に関して、県・市はその協議に応じる。

ウ 応募者の構成員等は、他の応募者の構成員等となることはできない。ただし、音響設計、劇場コンサルティング及び舞台機構・舞台音響・舞台照明等の舞台特殊設備の施工に関わる企業が、応募者の協力企業となる場合には、他の応募者の協力企業となることができる。

(2) 構成員等の制限

参加資格確認基準日から本契約締結時まで、次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員等になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当する者

ウ 川越市の西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者の資格等に関する規程（平成20年川越市告示第317号）第2条第4項から第6項まで並びに第3条第1号、第2号及び第4号の規定に該当する者

エ 埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和60年3月2

9日付け建管第807号)に基づく指名停止を受けている者又は川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成5年9月27日付け川越市長決裁)に基づく指名停止を受けている者

オ 埼玉県の商品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中である者

カ 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年3月13日付け建管第1052号)に基づく指名除外を受けている者又は川越市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年7月1日付け川越市長決裁)に基づく指名除外を受けている者

キ 埼玉県の商品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けている者

ク 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

ケ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条第1項若しくは第133条の規定による破産申立てがなされている者

コ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法(大正11年法律第72条)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

シ 会社法(平成17年法律第86号)第511条第1項の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第108条の規定によりなお従前の例によることとされる清算中の株式会社に係る同法第64条の規定による

改正前の商法（明治32年法律第48号）第431条の規定による特別清算の開始を命じられている者

ス 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条による改正前の商法第381条の規定（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により会社整理の開始申立てがなされている者又は会社整理を命じられている者

セ 国税又は地方税を滞納している者

ソ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はそれらと資本関係若しくは人的関係のある者。

なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

（ア） P w C アドバイザリー株式会社

（イ） 株式会社日総建

（ウ） ランドブレイン株式会社

（エ） 株式会社シアターワークショップ

（オ） アンダーソン・毛利・友常法律事務所

タ 本事業に係る事業者選定審査委員会委員又は当該委員と資本関係若しくは人的関係のある者

チ 市民活動支援センター内で喫茶室を運営する予定である「社会福祉法人 皆の郷」と資本関係又は人的関係のある者

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。また、各業務に当たる企業は、次のアからオまでの参加資格要件を満たさなければならない。

応募者は川越市の西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者の資格等に関する規程第2条第1項に規定する西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者名簿（以下「本事業登録参加者名簿」という。）に登載されていなければならない。なお、川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみ

なすので、資格審査を受ける必要はない。

競争入札参加資格に関して、川越市は、本事業登録参加者名簿に登載させるための資格審査の受付を平成20年11月18日（火）から同月20日（木）まで川越市役所3階A会議室で実施する。

ア 設計に当たる企業

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。

a 平成5年12月24日以後に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の設計実績を有していること。

b 平成5年12月24日以後に、元請として客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場に係る新築工事の設計業務委託契約を履行した実績を有していること。

(ウ) 配置予定の技術者の資格要件

平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の新築に係る基本設計又は実施設計業務に責任がある担当者として従事し、完了した経験を有する技術者を配置することができること。

イ 建設に当たる企業

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。

(イ) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評価値が850点以上であること。ただし、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日は入札日から起算して1年7月前の日以後の日とし、入札日に直近のものとする。

(ウ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、少なくともそのうち一社が構成員となるとともに、当該構成員はa及びbの要件を満たすこと。

a 平成5年12月24日以後に、元請として延床面積30,000㎡以

上の複合施設の建築工事を施工した実績を有していること。

- b 平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の建築工事を施工した実績を有していること。

(I) 配置予定の技術者の資格要件

- a 本事業に対応する建設業法第3条第2項の規定による許可業種に係る一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

- b 平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の建築実績をもつ者を専任で配置することができること。

ウ 工事監理に当たる企業

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。

- a 平成5年12月24日以後に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の工事監理実績を有していること。

- b 平成5年12月24日以後に、元請として客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場に係る新築工事の工事監理業務委託契約を履行した実績を有していること。

(ウ) 配置予定の技術者の資格要件

平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の新築に係る工事監理に責任がある担当者として従事し、完了した経験を有する技術者を配置することができること。

エ 維持管理に当たる企業

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録を受けていること。

- (イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、少なくともそのうち一社がa及びbの要件を満たすこと。

- a 平成5年12月24日以後に、延床面積30,000㎡以上の区分所

有建物で、5年以上の維持管理実績を有していること。

b 平成5年12月24日以後に、敷地面積20,000㎡以上に建つ施設で、5年以上の維持管理実績を有していること。

オ 運営に当たる企業

次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。

a 3,000㎡以上の複数用途を含む施設のプロパティマネジメント業務の実績を有すること。なお、プロパティマネジメント業務とは賃貸物件の所有者から受託し、資産管理・運用を行うことで、業務委託、サブリース業務を含むが、仲介業務は含まない。また、区分所有建物における統括管理業務（区分所有建物の維持管理の統括に加え、資金管理、入退出管理、共用備品管理、修繕計画の作成等を全般的に実施する業務を指す。）を含む。

b 下記(4)の参加資格確認基準日において、1年以上のホール又は劇場の運営実績を有していること（指定管理者としての業務実績を含む。）。

(4) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は、第一次審査書類の提出期限日とする。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付方法

平成20年11月7日（金）に、埼玉県産業労働部産業拠点整備室及び川越市総合政策部拠点施設推進室のホームページにおいて公表するので、必要に応じてダウンロードすること。

(2) 入札説明会及び現地見学会の日時及び場所

平成20年11月13日（木）午前10時

川越福祉センター講堂：埼玉県川越市新宿町1丁目17番7

(3) 第一次審査書類の受付、提出方法等

応募者は、第一次審査に必要な書類を、下記により提出すること。

ア 受付期間

平成20年12月22日（月）及び同月24日（水）の午前9時から午後

4 時までの間

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便により、平成20年12月22日（月）必着のこと。）

ウ 提出場所及び郵送先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備室

エ 結果通知

第一次審査の結果は、平成21年1月9日（金）までに応募者の代表企業に通知する。

(4) 入札書及び入札提案書の受付

第一次審査通過者は、入札書及び入札提案書を、下記により提出すること。

ア 受付期間

平成21年3月18日（水）午前9時から午後4時まで

平成21年3月19日（木）午前9時から午後2時まで

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便により、平成21年3月18日（水）必着のこと。）

ウ 提出場所及び郵送先

上記（3）ウと同じ

エ 入札・開札の日時及び場所

平成21年3月19日（木）午後3時

埼玉県衛生会館305会議室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備室 西部ふれあい拠点整備担当 西村、大槻、山本
電話番号048-830-3933

(6) その他詳細は、入札説明書による。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 県入札保証分

入札保証金の率は、県施設整備費とこれに係る消費税額及び地方消費税額を加算した額の100分の5以上とする。ただし、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 地方自治法施行令第167条の5に規定する資格を有する者で国(日本郵政公社を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 市入札保証分

免除する。

(3) 契約保証金

ア 率

県施設整備費、市施設整備費及びこれらに係る消費税額及び地方消費税額を加算した額の100分の10以上

イ 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県及び川越市長を被保険者とする履行保証保険付保による保証措置がある場合

(イ) 保証事業会社による保証措置がある場合

(4) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ 入札書の記載金額を加除訂正した入札

ウ 入札書に記名押印がない入札

エ 押印された印影が明らかでない入札

オ 記載金額以外の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、訂正

印のない入札

- カ 二以上の入札書を提出した者がした入札
- キ 二以上の者の代理をした者がした入札
- ク 不備のある委任状や委任状を提出しない代理人がした入札
- ケ 複代理人届を提出しない複代理人がした入札
- コ 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- サ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- シ 入札保証金を納付しない者又はこれに代わる措置を講じない者がした入札
- ス 誤字又は脱字により、意思表示が不明確な入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 仮契約の締結

本件入札は、落札者との契約の締結に県議会及び川越市議会の議決を要するものであるため、落札者と仮契約を取り交わし、県議会及び川越市議会の議決後に本契約を締結する。なお、本契約に関する議案は、県・市ともに平成21年9月定例会に提出する予定である。

(7) 落札者の決定方法

ア 第一次審査を通過し、次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札参加者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された内容審査点及び価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

また、落札者の決定は、平成21年6月を予定している。

(ア) 入札価格は、県・市が定めた予定価格の範囲内であり、かつ、県・市がそれぞれ積算した予定価格の内訳の範囲内であること。

(イ) 入札提案書の提案内容が、次の「必須項目」をすべて満たしていること。

- a 業務要求水準書の要求事項について違反がない。
- b 入札説明書及び提案様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反がない。
- c 企業ごとの役割分担や全体のマネジメントが明確である。
- d 実績等による裏づけや具体的な実施方法が明確である。

- e 入札価格の根拠が明確である。
- イ 入札提案書の提案内容については、別記「審査基準の概要」の審査項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて内容審査点を与えるものとする。
- ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。
$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 50 \text{ 点}$$
- エ 総合評価点の計算式は、以下のとおりとする。
$$\text{総合評価点} = \text{内容審査点} (100 \text{ 点満点}) + \text{価格点} (50 \text{ 点満点})$$
- オ 総合評価点が高点の場合は、内容審査点の高い者を落札者とする。これも同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(8) 手続における交渉の有無

無

- (9) 予め適正な入札執行が疑われるときには、入札を延期又は中止する場合がある。

- (10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Development of the Western Region Advancement Fureai Hub Facility (temporary name) run by Kawagoe City and Saitama Prefecture based on developer`s PFI design and outsourcer`s BTO management.

(2) Deadline for Submissions:

a First audit

By registered mail: December 22, 2008

In person: 4:00 pm, December 24, 2008

b Second audit

By registered mail: March 18, 2009

In person: 2:00 pm, March 19, 2009

c Bidding and bid opening: 3:00 pm, March 19, 2009

(3) Contact Information:

Industrial Area Development Office, Industry and Labor Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3933

別記 審査基準の概要

審査項目		審査の視点	配点	
拠点にふさわしい施設づくり	施設コンセプト	・施設全体として独自性があり、魅力的なコンセプトの提案	5	35
	配置、動線及び建築・設備計画	・定期的なにぎわいの創出が図れる提案 ・利用者にとって分かりやすく利用しやすい施設計画	10	
		・効果的・効率的な機能連携、交流促進が可能な計画 ・利用のピークの違いや一度に多数の来客者が出入りすることへの適切な配慮		
		・セキュリティゾーニングの考え方 ・休日・時間外等も含めた管理・執務者動線 ・搬入動線やサービス動線に対する適切な配慮 ・ゾーニング別の警備システム等、セキュリティ管理方法		
		・事業者が自ら行う運営計画と整合した建築・設備計画		
	共用空間の魅力を高めて、効率的活用を図れる計画	・各施設との連携や拠点の一体性を高める魅力的な共用空間 ・交流広場の提案内容及と活用イメージ	5	
		・駐車場の計画及び配置上の工夫 (一体的有効利用及び各施設からの利便性高い配置、車両管制システム等)		
	拠点としての一体感あるデザイン	・西口地区のまちづくりを先導する拠点街区の景観形成 ・周囲の街並みに配慮した具体的提案	10	
		・拠点として一体感ある外観及び外構デザイン ・施設コンセプトに沿ったデザインの提案(外観・外構・主要内観等)		
	人にやさしい安全な施設	・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、移動空間、行為空間、環境の具体的提案 ・全館のサイン誘導計画等情報 ・ユニバーサルデザインの視点に立った、より利用しやすい施設整備についての提案	5	
・建築物及び設備の耐震性、耐風水害、耐火炎性及び断水、停電時対応、避難安全性				
PFI事業の特性を生かした環境配慮と効果的な施設維持	環境への配慮及びライフサイクルコストの低減	・施設整備から維持管理・運営まで一貫して行うPFI事業の特性を生かし、環境負荷低減を実現するための施設計画、施工計画、維持管理業務、運営業務上の工夫 ・施設整備から維持管理・運営まで一貫して行うPFI事業の特性を生かし、ライフサイクルコスト低減を実現するための施設計画、維持管理業務、運営業務上の工夫	10	15
	実施体制及び取組内容	・維持管理業務の基本的な考え方、業務実施体制 ・非常時、緊急時等の対応 ・各業務の提案(保全及び経常修繕、備品等管理、清掃、警備)	5	
魅力ある施設の運営	一体的運営及び業務実施体制	・運営業務の基本的な考え方、業務実施体制	5	20
	拠点施設の魅力・質を高める運営計画	・施設利用促進に資する予約方法や受付、備品等の貸出サービス ・講座等の企画及び実施等の運営計画 ・不特定多数の人々への運営面の配慮	10	
	適切な稼働率等の設定、事業の安定性	・的確かつ妥当な稼働率設定 ・知識、経験及びノウハウを有する企業・人材の活用(ホール・創業支援)	5	
安定性継続性の高い事業計画	経営体制及び事業実施体制	・SPC全体の経営方針 ・実績や信用力の高い構成員、協力企業 ・地域経済への貢献 ・複合施設整備特有の課題、設計施工監理一体化等による品質低下の懸念に対する対応	5	15
	リスク管理及びモニタリング	・リスク軽減策、リスク対応策 ・責任と役割分担に応じたリスク分担	5	
		・モニタリングに関する提案		
事業収支計画	・事業全体にわたる収支・資金計画 ・資金調達や債務償還についての妥当性	5		
拠点づくりに貢献する附帯事業	施設規模、機能及び周辺街づくりへの貢献	・一定の規模(200%)を満たす提案 ・ふれあい拠点全体の求心力を高める民間施設	10	15
		・共用空間、構造、設備等について、適切なリスク管理が可能な建築・設備計画上の工夫 ・民間施設の休止・撤去時に、公共負担を増加させない配慮 ・公共施設とライフサイクルの異なる施設を提案する場合における公共施設への配慮		
事業の安定性及びリスク軽減方策	・事業収支の算定根拠の妥当性 ・民間施設のリスクが公共施設に波及しない工夫 ・実績や信用力に裏付けられた計画	5		
内容審査点			100点	